

訴 追 請 求 状

2024 (令和6) 年8月1日

裁判官訴追委員会 御中

〒273-0005 千葉県船橋市本町7丁目9番6号 ルピナス船橋102
ふなばし法律事務所 (送達場所)

電話 047-460-2280 FAX 047-460-2281

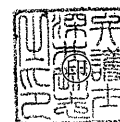
請求人 兼 請求人ら代理人 弁護士 宮 腰 直 子



〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目6番8号 松井ビル6階
旬報法律事務所

電話 03-3580-5311 FAX 03-3592-1207

請求人 兼 請求人ら代理人 弁護士 深 井 剛 志



〒104-0033 東京都中央区新川2丁目8番4号 八重洲長岡ビル3階
第一法律事務所

電話 03-5843-6582 FAX 03-5843-6584

請求人 兼 請求人ら代理人 弁護士 山 田 大 輔



請求人 別紙請求人目録記載のとおり

目次

第1 訴追請求の趣旨（罷免の訴追を求める裁判官）	3
第2 訴追請求の事由	3
1 罷免事由の概要	3
2 上告審裁判官に課されている民事訴訟法上の義務	4
(1) はじめに	4
(2) 上告審裁判所は法令解釈を行わなければならない（民事訴訟法312、318、320条）	5
(3) 原判決を破棄するときは原審に差し戻さなければならない（同法325条）	5
(4) 上告裁判所は原審が適法に確定した事実拘束される（同法321条）	5
(5) 事実認定は当事者の主張と提出された証拠に基づかなければならない	6
(6) 小括	6
3 本件多数意見の民事訴訟法違反（草野裁判官及び岡村裁判官に共通の罷免事由）	6
(1) 原判決破棄に必要な法令解釈を怠ったこと	6
(2) 原裁判所に差し戻さず原裁判所が適法に確定した事実と異なる事実認定をしたこと	9
(3) 証拠に基づかない事実認定をしたこと	11
(4) 小括	11
4 草野裁判官の補足意見の民事訴訟法違反（草野裁判官に固有の罷免事由）	12
(1) 独自の見解と独自の事実認定	12
(2) 弁論主義違反	13
(3) 証拠に基づかない事実認定	14
(4) 民事訴訟法325条違反	14
(5) 小括	15
5 背景事情～最高裁判決の公正を害する多数意見裁判官らの人的関係	15
6 6・17最高裁判決の影響は甚大であること	19
7 最高裁判事がルールを破ることの重大性	19
8 原発事故国賠訴訟だけの問題ではないこと	20
9 結語	20

第1 訴追請求の趣旨（罷免の訴追を求める裁判官）

下記の裁判官について弾劾による罷免の事由があると思われるので、罷免の訴追を求める。

記

- 1 所属裁判所：最高裁判所 第二小法廷
氏名：草野耕一
 - 2 所属裁判所：最高裁判所 第二小法廷
氏名：岡村和美
- 以下、これらの者を「対象裁判官」という。

第2 訴追請求の事由

1 罷免事由の概要

(1) 対象裁判官らの罷免事由

対象裁判官らは、福島第一原子力発電所事故の国の責任を問う4つの国賠訴訟の上告審（以下「本件上告審」という。）が係属した第二小法廷の判事であり、2022（令和4）年6月17日最高裁判決（以下「6・17最高裁判決」という。）の多数意見に与した者である。

この多数意見は、民事訴訟法の定める上告審の規律に違反しており、民事訴訟法の規律を守らない最高裁判事は、「職務上の義務に著しく違反し」かつ「職務を甚だしく怠」ったという裁判官弾劾法2条1号の定める罷免事由がある。

(2) 6・17最高裁判決に至る経緯

ア 本件上告審は、生業訴訟の令和2年9月20日仙台高裁判決（平成29年（ネ）第373号、令和2年（ネ）第56号、同第62号）、千葉訴訟の令和3年2月19日東京高裁判決（平成29年（ネ）第5558号）、愛媛訴訟の令和3年9月29日高松高裁判決（令和元年（ネ）第164号）及び群馬訴訟の令和3年1月21日東京高裁判決（平成29年（ネ）第2620号）について、国の賠償責任に関する部分のみ上告受理した。前三者の控訴審判決では国の責任が認められ、後一者の控訴審判決では国の責任が否定されていた。

イ 6・17最高裁判決は、国の責任を否定する3人の判事による多数意見（以下「本件多数意見」という。）と国の責任を肯定する1人の判事による反対意見に分かれた。

本件多数意見に与したのは、菅野博之裁判長（当時）、草野耕一裁判官及び岡村和美裁判官の3名であった（以下、この3人の裁判官を「多数意見裁判官ら」という。）。

多数意見裁判官のうち、菅野裁判長と草野裁判官はそれぞれ補足意見を示した。

ウ 本件多数意見は「経済産業大臣が規制権限を行使していれば本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできない」として国の責任を否定した。

この判決により、国の責任を認めた生業訴訟の仙台高裁判決、千葉訴訟の東京高裁判決、及び愛媛訴訟の高松高裁判決が破棄された。

(3) 罷免事由の内容

判決当時、多数意見裁判官らはそれぞれ、訴訟の一方当事者である東京電力及び国と利害共通の関係を有しており、裁判の公正を害する背景事情があったところ、本件多数意見では上告裁判所の裁判官に課されている民事訴訟法上の義務に反する司法判断によって国家賠償が否定された。

すなわち、上告審は法令の解釈適用を判断する法律審であるから、最高裁判所は、①原判決を破棄するときは、法令解釈を行って原判決が法令に違背していることを示さなければならないところ（民事訴訟法312、318、320条）、本件多数意見は、必要な法令解釈を示さず、②原判決を破棄するときは、審理を原裁判所に差し戻さなければならないところ（同法325条）、本件多数意見は、審理を原審に差し戻すことをせず、③上告裁判所は原審が適法に確定した事実拘束されること（同法321条）、本件多数意見は、原審が適法に確定した事実と異なる独自の事実認定を行った。しかも、本件多数意見は、④弁論主義に反し、証拠に基づかない事実認定を行った。

かくして、多数意見裁判官らは、民事訴訟法上の義務に違反して本件多数意見を形成したから、「職務上の義務に著しく違反し」かつ「職務を甚だしく怠」ったものであり、裁判官弾劾法2条1号の定める罷免事由がある。

加えて、対象裁判官草野耕一（以下「草野裁判官」という。）は、その補足意見において、弁論主義に違反して、独自の見解に基づき、証拠に基づかない独自の事実認定を行った点でも、民事訴訟法上の義務に違反しており、裁判官弾劾法2条1号の定める罷免事由がある。

(4) 小括

手続法である民事訴訟法に違反して最高裁判決を下すことは、「すべて裁判官は…憲法と法律にのみ拘束される」とする憲法76条3項に最高裁判事自らが違反するものであり、重大な違法である。

最高裁判事による手続法に違背した司法権の行使は、法に則って真摯に審理・判決した下級審裁判官らの司法権の行使を蹂躪し、司法の公正を著しく害し、司法制度の根幹を揺るがし、司法制度に対する国民の信頼を失わせるものである。

したがって、多数意見裁判官らは司法権の担い手として失格であり、罷免すべきである。

もっとも、菅野博之裁判長は、すでに退官しているため罷免の対象にできないので、上記二名の対象裁判官の罷免を求める。

2 上告審裁判官に課されている民事訴訟法上の義務

(1) はじめに

上述のとおり、対象裁判官らの罷免事由は、民事訴訟法の規律に違反して最高裁判

決を形成したことである。

そこで、まず、以下（２）～（４）では民事訴訟法が定める上告審における規律について確認し、（５）では民事訴訟手続の基本原則である弁論主義について確認する。

（２）上告審裁判所は法令解釈を行わなければならない（民事訴訟法 312、318、320条）

上告審は法律審であるから、事実認定のための証拠調べは行わず、控訴審判決の事実認定を基準として、これに対する法令の解釈適用の当否を判断しなければならない。

そもそも、上告理由は、民事訴訟法 312 条により、「判決に憲法解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること」（１項）又は絶対的上告理由（２項）に限定されており、それ以外では、「法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」について最高裁が決定で上告受理できるものとされている（同法 318 条）。原審の事実認定を不服として上告することは認められない。

そして、「上告裁判所は、上告の理由に基づき、不服の申立てがあつた限度においてのみ調査をする。」（同法 320 条）と定められている。

つまり、上告審では、絶対的上告理由を除けば、憲法違反か重要な法令解釈に関する審理を行うのであって、上告審の裁判官は、その審理において、憲法解釈又は法令解釈を行う義務がある。

これは、最高裁判所が、憲法判断及び法令解釈の統一を図るという責務を担っているからである。

（３）原判決を破棄するときは原審に差し戻さなければならない（同法 325条）

民事訴訟法 325 条は、「第 312 条第 1 項又は第 2 項に規定する事由（筆者注：上告理由）があるときは、上告裁判所は、原判決を破棄し、次条の場合を除き、事件を原裁判所に差し戻し、又はこれと同等の他の裁判所に移送しなければならない。（以下略）」と定める（１項）。また「上告裁判所である最高裁判所は、第 312 条第 1 項又は第 2 項に規定する事由（筆者注：上告理由）がない場合であっても、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは、原判決を破棄し、次条の場合を除き、事件を原裁判所に差し戻し、又はこれと同等の他の裁判所に移送することができる。」（２項）と定める。

したがって、上告審で原判決を破棄する場合は、事件を原裁判所（高等裁判所）に差し戻すことが原則である（秋山幹男他著『コンメンタール民事訴訟法VI』（日本評論社、2014年）382頁。以下、「秋山他」と表記する）。自判できるのは例外であり、それは同法 326 条に規定する、「確定した事実について憲法その他の法令の適用を誤ったことを理由として判決を破棄する場合において、事件がその事実に基づき裁判をするのに熟するとき」（１号）又は「事件が裁判所の権限に属しないことを理由として判決を破棄するとき」（２号）に限られる。

（４）上告裁判所は原審が適法に確定した事実拘束される（同法 321条）

民事訴訟法 321 条は、「原判決において適法に確定した事実は、上告裁判所を拘束する。」（１項）と定める。

上告審は法律審であって事実審ではないからである。

第一審及び控訴審は事実審であり、事実審では訴訟当事者の主張立証を踏まえて事実の存否を確定するが、法律審でこれを行うことはできない。法律審では事実審の確定した事実について法的評価と法令適用を問題にし、原判決に法令違背があれば破棄して原審に差し戻すことになるのであって、自ら事実認定をすることは認められない。

したがって、上告審で裁判官が、「原判決において適法に確定した事実」と異なる事実を独自に認定することは許されないし、「原判決において適法に確定した事実」を恣意的に無視することも許されない。

(5) 事実認定は当事者の主張と提出された証拠に基づかなければならない

上述のとおり、上告審は法律審であるから事実認定をすることは許されないが、事実審（第一審及び控訴審）における事実認定にも守らなければならないルール（弁論主義）がある。

弁論主義とは、判決の基礎となる資料の提出を当事者の責任であり権能であるとする原則であり、弁論主義の下では、裁判所が原告の請求について理由があるかどうか判断するに当たっては、当事者が口頭弁論で主張した事実関係のみを前提としなければならず、また、当事者間に争いのある事実の存否は、当事者の提出した証拠から判断しなければならない。

後述するとおり、多数意見裁判官らは、本来してはならない事実認定を行っており、法律審において、弁論主義に違反して、当事者から主張されておらず証拠から認められない事実を独自に認定して国の責任を否定する論拠とした。

(6) 小括

以上のように、日本の民事訴訟手続では、上告審は法律審であるから、上告審の裁判官は、原判決を破棄する場合、破棄理由として法令解釈を行わなければならないが、また、事実審ではないから独自に事実認定を行うことは許されない。

ところが、本件多数意見では、これらの民事訴訟法上の義務に違反して、必要な法令解釈を行わず、原判決の適法に確定した事実と異なる事実認定を独自に行っている違法がある。以下、論ずる。

3 本件多数意見の民事訴訟法違反（草野裁判官及び岡村裁判官に共通の罷免事由）

(1) 原判決破棄に必要な法令解釈を怠ったこと

ア 本件多数意見の法令解釈に関する判示

国家賠償訴訟では、国家賠償法1条1項の法令解釈が問題になる。

国家賠償法1条1項は「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」と定める。

本件多数意見は、国の責任を認めた原判決を破棄する理由として、国家賠償法1条1項の解釈について、次のように判示した。

「国または公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の

趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国家賠償法1条1項の適用上違法となると解するのが相当である（最高裁判例の引用につき略）。そして、国または公共団体が規制権限を行使しなかったことを理由として同項に基づく損害賠償責任を負うというためには、上記公務員が規制権限を行使していれば上記の者が被害を受けることはなかったであろうという関係が認められなければならない。」¹

かかる判示部分のうち、前段（第一文）は、国の規制権限不行使が違法と評価される場合について、既に過去の最高裁判例によって確立した解釈を述べたに過ぎない。原判決も、確立した最高裁判例解釈に則って国の規制権限不行使の違法について詳細に検討し丁寧に判示している。原判決の解釈適用が誤っているというのであれば、上告裁判所はその論証をすべきところ、本件多数意見は、原発事故における国の規制権限不行使の違法について全く判示しておらず、原判決を破棄すべき理由は示されていない。

後段（第二文）は、国の賠償責任を認めるには国の違法行為（規制権限の不行使）と被害との間に因果関係が認められなければならないという、法律文言上当然のことを述べたにすぎず、「故意または過失によって違法に他人に損害を与えたときは」という法律の文言を言い替えたにすぎない。原判決も、当然のことながら、国の規制権限の不行使と被害との間の因果関係について審理しており、証拠に基づく事実関係から因果関係があると認定し、国の責任を認めたものである。

仮に、原判決において、因果関係に関する法令解釈の違法があるというのであれば、正しい法令解釈がどうであるべきかという規範を示すことこそが上告審には求められている。にもかかわらず、本件多数意見はその点について全く言及していない。

したがって、本件多数意見の法令解釈に関する判示からは、三つの原判決に法令解釈の違背があったことは示されていないのであり、原判決を破棄する法令違背の理由がない。

本件多数意見は「これと異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある」と判示するが、本件多数意見と原審の判断が異なるのは、因果関係に関する事実認定であり、法令解釈の違背でないから、破棄事由にならない。

イ 原発事故国賠訴訟における争点についての法的判断の懈怠

原発事故国賠訴訟において、国の規制権限不行使が違法になるかどうかを判断するには、原子力基本法、原子炉規制法、電気事業法等の各種原子力規制法令の趣旨、目的やその権限の性質等を検討して、どのような規制権限を行使すべきであったのかを導き出し、被害発生の予測ができて以降の具体的事情を考慮して、規制権限の不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くかどうかを検討しなければ、結論を導くことはできない。これは国の基線権限不行使に関する確立した最高裁判例の示す

¹ 資料5（8～9頁）、資料6（7頁）

ところである。

全国の裁判所に提訴されている原発事故国賠訴訟では、おおむね共通して、次の三点が争点とされてきた。

- ① 2002（平成14）年7月末に地震調査研究推進本部地震調査委員会が公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下、「長期評価」という。）の示す津波地震の発生確率は信用に値するものであったか、それによって津波発生が予見できたか
- ② 仮に長期評価が信用できるとした場合、これを知った経済産業大臣は、東京電力に対し、津波対策を命じるべきであったか
- ③ 仮に津波対策を命じたとしたら、福島原発事故は防ぐことができたか

そして、6.17最高裁判決の原審である四つの高裁判決のうち、国の責任を認めた三つの高裁判決（生業訴訟の仙台高裁判決、千葉訴訟の東京高裁判決、愛媛訴訟の高松高裁判決）では、①長期評価の信頼性を肯定して福島第一原発の敷地高さを超える津波の発生は予見可能であったと認定し、②経済産業大臣には東京電力に対し津波対策を命じる必要があったと認定し、③経済産業大臣が東京電力に津波対策を命じていれば東京電力が防潮堤等の設置のほかタービン建屋等の水密化の措置を講じることで福島原発事故は防ぐことができたとして認定し、これらの事実認定の論理的帰結として国の責任を認めた。国の責任を否定した群馬訴訟の東京高裁判決は、上記①に関し長期評価の信頼性を否定し、上記③に関し防潮堤の設置や水密化等の対策によって事故を回避することはできなかつたと認定し、国が何もしなかつたことに違法性はないとして国の責任を否定した。

国の責任を認めた上記三つの高裁判決については、国が上告し、国の責任を否定した群馬訴訟・東京高裁判決については、群馬訴訟の原告らが上告した。これら四訴訟の上告審はすべて第二小法廷に係属し、併せて審理され、統一的な判断がなされた。

当然のことながら、上告審でも上記①②③が主な争点であった。

ところが、本件多数意見は、①長期評価の信用性の有無、及び②経済産業大臣が東京電力に対しどのような津波対策を命じるべきであったか、という争点について全く言及しないまま、「仮に経済産業大臣が津波対策を命じたとしても浸水による非常用電源の機能喪失は避けられず本件事故を防ぐことはできなかつた」と結論付けて、国の責任を否定した。

三浦守裁判官がその反対意見において「多数意見は…長年にわたり重大な危険を看過してきた安全性評価の下で、関係者による適切な検討もなされなかつた考え方をそのまま前提にするものであり、上記法令の解釈適用を踏まえた合理的な認識等についての考慮を欠くものと言わざるを得ない。」²と鋭く批判しているとおおり、本件多数意見は、経済産業大臣の規制権限の不行使について「その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容され

² 資料5（49頁）・資料6（48～49頁）

る限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められる」かどうかの法令解釈を怠った。また、長期評価の信用性に基づく予見可能性についての判断も怠った。

したがって、本件多数意見は、原判決を破棄する場合に必要な国家賠償法1条1項の法令解釈を怠り、原判決に法令解釈の違背があることの論証をしないで原判決を破棄するという違法を犯したものである。

(2) 原裁判所に差し戻さず原裁判所が適法に確定した事実と異なる事実認定をしたこと ア 原裁判所が適法に確定した事実と異なる事実認定をしたこと

本件多数意見は、仮に経済産業大臣が規制権限を行使していても本件事故と同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできないとした。

その理由として、①東京電力が取り得る津波対策は防潮堤の設置が基本であり、防潮堤の他に防潮堤では防ぎきれない敷地内の浸水に対する防護措置（注：例えば建屋の水密化措置）が講じられなければならなかったとはいえ、②長期評価に基づく試算津波に応じて防潮堤を設計し設置したとしても、それは南東側からの海水の侵入を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高く、実際には東側からは試算津波（注：「長期評価」に基づき試算された津波）より高い津波が来たのであるから、津波が防潮堤を超えて敷地内に浸水することは防げず、浸水による全電源喪失の事態に陥り原発事故が発生する可能性が相当にある、と判示した。³

しかしながら、生業訴訟・仙台高裁判決、千葉訴訟・東京高裁判決及び愛媛訴訟・高松高裁判決は、津波発生が予見できた当時、防潮堤の設置だけでなく建屋等の水密化措置の知見など防潮堤以外の対策を併せて講じるべきことが想定できたことを証拠上認定し、経済産業大臣が規制権限を行使していれば原発事故は防げたとして国の責任を認めたものである。

したがって、防潮堤以外の対策は取り得なかったという本件多数意見の事実認定は、原判決が適法に認定した事実すなわち水密扉を設置するなどの水密化措置を取り得た事実を否定し、原判決が適法に確定した事実と異なる事実を認定したものである。

上述のとおり、最高裁判所は法律審であるから独自に事実認定をすることは法律上認められておらず、「原判決が適法に確定した事実は、上告裁判所を拘束する」（民事訴訟法321条）のだから、原判決が適法に確定した事実認定と異なる事実を認定することは越権行為であり、そのような事実に基づいて国の責任を否定する結論を導くことは違法であり許されない。

確かに、国の賠償責任について4つの原判決の判断が分かれていることから、最高裁判所が統一的判断を示そうとしたのだとしても、民事訴訟法の下では、最高裁判所はあくまでも憲法解釈及び法令解釈の統一を任務としており、事実認定の統一をすることは法律上許されていないのであって、この基本的な考え方をゆるがせにすることはできない。

（この点、刑事訴訟法では、上告審において、憲法違反・判例違反・法令解釈違反

³ 資料5（9～11頁）、資料6（8～11頁）

が無い場合でも、「判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認がある」場合に、「原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときは」原判決を破棄できるとしている（刑事訴訟法411条1号）。刑事訴訟法では、原判決を破棄する場合、事件を下級審裁判所に差し戻すのが原則であるが、「訴訟記録並びに原裁判所及び第一審裁判所において取り調べた証拠によって、直ちに判決することができるものと認めるときは、被告事件についてさらに判決をすることができる」（同法413条）としており、例外的な場合ではあるが、上告審で原判決の事実誤認を理由に破棄自判する余地がある。これは、刑事訴訟法が人権保障と国家刑罰権の適正な行使を目的とするからである。

これに対し、民事訴訟法では、刑事訴訟法と異なり、手続上の「私的自治の原則」ともいうべき弁論主義が妥当するから、このような規定は無く、上告審において原判決の事実誤認を理由に独自の事実認定をすることは許されない。

刑事訴訟法と民事訴訟法は規律が異なることを理解しなければならない。）

イ 破棄差し戻しをして、原裁判所で事実認定をやり直さなければならなかったにもかかわらず、これをしなかったこと

仮に原判決に事実認定の方法や経験則に誤りがあるのであれば、それが法令違反となる理由を示したうえで、破棄差し戻しをして原裁判所で事実認定をやり直さなければならない（民事訴訟法325条1項）。最高裁判所は、「破棄差し戻しできる」のではなく、「破棄差し戻ししなければならない」のであって（民事訴訟法325条1項）、最高裁判所の義務であり、最高裁判所はこの点につき裁量権はない。

本件多数意見は破棄自判をしているが、破棄自判できるのは、民事訴訟法326条1号に定める場合に限られる。

民事訴訟法326条は、「次に掲げる場合には、上告裁判所は、事件について裁判をしなければならない。」とし、同条1号は、「一 確定した事実について憲法その他の法令の適用を誤ったことを理由として判決を破棄する場合において、事件がその事実に基づき裁判をするのに熟するとき。」とする。

本件多数意見は、原判決を、法令違反であるとして、破棄自判をしているが、破棄自判をするためには、「確定した事実について憲法その他の法令の適用を誤ったことを理由として判決を破棄する場合において、事件がその事実に基づき裁判をするのに熟するとき。」でなければならない。

ここでいう「確定した事実」「その事実」というのは、「原審が適法に確定した事実」をいうのであり、破棄自判できるのは、原審が適法に確定した事実を前提に、さらに事実審理をする必要がない程度に裁判をするのに熟している場合に限られる（秋山他392頁）。

これは、最高裁判所が法律審だからである。

本件多数意見は、破棄自判するにあたり、原判決が適法に確定した事実に対する事実をさらに認定し、その認定事実をもとに、経済産業大臣が規制権限を行使していたとしても原発事故の結果は防げなかったとして国の責任を否定したものであり、原審

が適法に確定した事実を超えて事実認定をしているのであるから、「原審が適法に確定した事実を前提に、さらに事実審理をする必要がない程度に裁判をするのに熟している場合」ではなく、破棄自判はできなかったのに、破棄自判したのである。

本件多数意見は、原審に破棄差し戻しをしなければならない(民事訴訟法325条)にもかかわらず、あえて民事訴訟法326条1号に違反して、破棄自判をしたものであり、違法である。

ウ 小括

以上のとおり、本件多数意見は、何ら法令違反である理由を示すことなく、防潮堤以外の対策は取り得なかったという、原判決が適法に確定した事実と反する事実を認定し、その認定事実をもとに、経済産業大臣が規制権限を行使していたとしても原発事故の結果は防げなかったとして国の責任を否定したものであり、民事訴訟法321条及び325条に違背する。

(3) 証拠に基づかない事実認定をしたこと

本件多数意見は、経済産業大臣が津波対策を命じたとしても、東京電力が取り得る津波対策は防潮堤の設置が基本であり、防潮堤の他に防潮堤では防ぎきれない敷地内の浸水に対する防護措置(建屋の水密化措置等)が講じられた蓋然性はないと認定した。

また、経済産業大臣が津波対策を命じたとしても、建設されたであろう防潮堤は南東側が15.7メートルを超え、東側はそれよりかなり低い高低差のあるものになっていたはずだとし、実際には東側から15メートルを超える津波が押し寄せたので防潮堤を設置していたとしても東側から敷地内に浸水し非常用電源を守ることはできなかったと認定した。

本件多数意見が認定したこれらの事実は、原判決が適法に認定した事実とはいえ、弁論の全趣旨から認定できるものでもなく、いかなる証拠から認定したのか全く不明である。

最高裁判所が勝手に事実認定をすること自体、上記のとおり民事訴訟法321条及び325条に反し許されないことであるが、証拠に基づく事実認定をしていないという点においても、弁論主義に反する。

(4) 小括

以上のとおり、本件多数意見裁判官らは、原判決を破棄する理由として必要な法令解釈を懈怠し、民事訴訟法321条及び325条に反して、原審に差し戻さず、下級審判決が適法に確定した事実認定と異なる事実認定を自ら行い、弁論主義に反して証拠に基づかない事実認定を行うという違法を犯した。このような違法は最高裁判事として「職務上の義務に著しく違反し」、「職務を甚だしく怠」ったものであるから、対象裁判官らは裁判官弾劾法2条1号の罷免事由がある。

4 草野裁判官の補足意見⁴の民事訴訟法違反（草野裁判官に固有の罷免事由）

（1）独自の見解と独自の事実認定

ア 草野裁判官は、その補足意見の中で、「構成的（コンストラクティブ）な因果関係」という考え方を突如として導入した。このような考え方は、損害賠償事件における因果関係の基本的な理解とは異なり、極めて特異な草野裁判官の自説というほかない。

この考え方は、まず「本件津波が本件長期評価の想定する規模のものであったという仮定」をし、その仮定の下でも「本件事故と同様の事故が発生し、被上告人らに損害が生じていた蓋然性が高い」と認められるならば、何もしなかった国の責任を認め得るが、そうでなければ（＝試算津波の規模では被害が発生しなかったと認められれば）、何もしなかった国に責任は問えないということのようである。

そのうえで、「実際に到来した津波が試算津波と同様の規模であれば、本件事故と同様の事故を回避できた可能性が相当程度以上あった」との仮定的事実を認定し、それを論拠に「構成的因果関係」が否定されるとの判断を示した。

イ 草野補足意見は、試算津波の規模であったと仮定した場合でも、敷地への浸水により非常用電源は全部喪失となった可能性が高いとしたうえで、しかし、試算津波の規模であった場合は、地震規模が実際に生じた規模より小さいから、外部電源の設備が損傷することはなく、外部電源が利用できたので非常用電源を全部喪失しても冷却機能は維持でき、被害は生じなかったと説明し、因果関係を否定する。

この説明は、原発事故の国の責任を検討するための前提を大きくすり替えている。なぜなら、問われているのは、外部電源が喪失した場合に機能すべき非常用電源が全部喪失した場合の国の責任であるところ、草野補足意見では、試算津波の規模であれば外部電源が使えたから非常用電源が使えなくても被害は発生しなかったという事実を認定し、何もしなかった国に責任はない、という結論を導いているからである。

ウ そして、草野補足意見は、外部電源の設備が損傷せず外部電源により冷却機能が維持できたとの仮定的事実を推認するために、以下の①ないし②の各事実を認定し、それらを前提にこの仮定的事実を推認して、それを重要な論拠として最終的に「本件規制権限の不行使と本件事故の間に因果関係は認められない」と結論付けている⁵。

草野裁判官が独自に認定した事実は、以下のとおりであり、いずれも、国及び東京電力が控訴審までの事実審において主張してこなかった事実である。

すなわち、

- ①「1・2号機超高压開閉所は、海からみて本件敷地の背後に位置する高台に設置されていた」
- ②「起動用変圧器は、1号機のタービン建屋裏手の屋外（変圧器ヤード）に設置されていた」

⁴ 資料5（17～25頁）、資料6（17～25頁）

⁵ 資料5（20～23頁）、資料6（20～23頁）

- ③「起動用変圧器は、もともと雨風にさらされることを前提に屋外に設置された設備であり」
- ④「5、6号機のいずれについても、変圧器ヤードに設置されていた起動用変圧器は機能を喪失していない」
- ⑤1号機タービン建屋の「開口部の前には深さ約6mの逆洗弁ピットがあった」（下線部筆者）
- ※「深さ約6m」については、事故調査報告書にも記載がなく訴訟資料以外から情報を得た疑いがある。
- ⑥「他の電気設備類とは異なる区域に設置されていた2号機の低圧電源盤4台は、本件事故の際にも機能を維持していた」
- ⑦「本件地震の当日、3号機については、外部電源に係る受電設備が工事中であったため、2号機の高圧電源盤と3号機の高圧電源盤とが接続され、2号機の高圧電源盤を通じて外部電源からの電力供給を受けていた」
- ⑧ 3号機タービン建屋の「開口部の前には深さ約6mの逆洗弁ピットもあった」（下線部筆者）
- ※「深さ約6m」については、事故調査報告書にも記載がなく訴訟資料以外から情報を得た疑いがある。
- ⑨ 3号機の「直流電源盤が浸水を免れたのは、それがタービン建屋の中地下階に設置されており、建屋内に浸入した海水は直接地下に向かって落下する性質のものであることによる」
- ⑩「同じく建屋の中地下階に設置されていた5、6号機の直流電源盤も本件津波に際して浸水を免れている」
- ⑪「本件事故の際には、1、2号機についての電源復旧や代替注水等の作業に人員や資材等が割かれ、電源車を用いての3号機の交流電源復旧の作業開始は大幅に遅れた」

これらの事実は、津波による浸水があっても外部電源から電源を供給することができたと説明するための事実関係であって、そもそも外部電源が喪失している前提の本件原発事故において争点にならない事実関係であるから、事実審で争点になっていないのは当然である。

（2）弁論主義違反

「構成的因果関係」という考え方も、この考え方に基づき「仮に試算津波の規模であったとしたら」と仮定することも、その仮定の下では外部電源が利用可能だったとの仮定的事実も、さらには、外部電源から電源を供給できたとの仮定的事実を導くための上記①乃至⑪の事実も、いずれの訴訟の事実審においても当事者から主張されたことはなく、したがって事実審の判決で示されたことも認定されたこともない。また、草野裁判官がいかなる証拠からこれらの事実を認定したのか、判決文では一切明らかにされていない。

民事訴訟手続において、裁判所は、当事者の主張した事実と訴訟に顕出した証拠に

基づき事実認定することとされており（弁論主義）、当事者の主張しない事実を独自に認定することは訴訟当事者に対する不意打ちとなり手続的正義に反するから許されない。これは民事訴訟手続の大原則である。

したがって、最高裁判事が、補足意見の中であれ、当事者間で主張立証が全くなされていない考え方を独自に採用し、その根拠となる事実を独自に認定し、これを重要な論拠として国の責任を否定して多数意見を補足していることは、弁論主義に反する。

（３）証拠に基づかない事実認定

とりわけ上記⑤及び⑧の事実を認定して国の責任を否定する結論を導いていることは極めて問題である。

⑤及び⑧の事実は、１号機及び３号機において「タービン建屋の開口部の前には深さ約６ｍの逆洗弁ピット（注：堀のような構造）があった」ということである。

草野裁判官はこの事実を用いて、長期評価の想定する規模の地震による津波であったならば（という仮定をして）、「津波により海水が流入してもタービン建屋内の浸水量は極めて限定的だった可能性が高く」、したがって「電源設備類の機能喪失を免れた可能性が高い」と推認し、そのような推認が成り立つのであれば、国が規制権限を行使していても本件事故の発生を回避できなかったといえるから国に責任はない、と結論付けている。

しかしながら、⑤及び⑧のうち、「逆洗弁ピットの深さが約６ｍであった」との事実は、訴訟当事者の主張に現れていないだけでなく、訴訟に顕出した一切の証拠に現れていない。東電事故調査報告書、政府事故調査報告書及び国会事故調査報告書のいずれにおいても、「逆洗弁ピット」の存在は示されるものの、その深さが「約６ｍ」であるとの記載はないのであり、草野裁判官は、逆洗弁ピットの深さについて訴訟に現れた証拠以外の情報を参照して事実を認定したものと断ぜざるを得ない。

また、⑤及び⑧の事実は、福島第一原子力発電所に関する技術的・専門的な知見がなければ容易に知り得ない事実であるから、公知の事実でもなく、弁論の全趣旨からも認定することのできない事実である。

仮に、草野裁判官が、訴訟手続外でこれらの事実を知ることがあったとしても、そのような「私知」の事実は、客観的事実だとしても、誰もが知っている「公知」の事実ではなく、民事訴訟の事実認定に用いることはできない。

このような事実認定は、弁論主義の下で禁止されている職権証拠調べに等しく、民事訴訟手続の根幹を揺るがすものである。

（４）民事訴訟法３２５条違反

最高裁判所が判決をするにあたり、原判決又は第一審判決で認定されていない事実があるならば、事件を原裁判所に差し戻して審理をさせなければならない。

民事訴訟法３２５条は、原判決を破棄する場合、事件を原裁判所に差し戻さなければならないと定めており、例外的に破棄自判できるのは、確定した事実に基づき裁判をするのに熟する場合に限られている。

本件において、草野裁判官が認定した上記①ないし⑩の事実は、事実審判決で認定

されておらず、差し戻さずに自判することは同法に違反する。

(5) 小括

以上のとおり、草野裁判官の補足意見は、弁論主義に違反して、独自の見解に基づき、証拠に基づかない独自の事実認定を重ねて、国の責任を否定する結論を導き出し、上述の本件多数意見の違法に違法を重ねるものである。

5 背景事情～最高裁判決の公正を害する多数意見裁判官らの人的関係

(1) はじめに

上述したように多数意見は、民事訴訟法が定める上告審における基本的・根本的な規律に違反する違法を侵している。

最高裁判事がこのような初歩的ミス侵すことは通常考えられない。

多数意見裁判官らはすべて法曹資格者であり、裁判官、弁護士又は検察官（法務官僚）としての実績を重ねてきた人物ばかりだからである。

そのような多数意見裁判官らが、民事訴訟の最高裁判決を下すにあたり、民事訴訟法の定める上告審の規律を守らないのは、ミスではなく、確信的な行為と考えざるを得ない。そして、その背景事情には、以下に述べるとおり、本件多数意見を形成した三人の最高裁判事（菅野博之、草野耕一及び岡村和美）には、本件上告審の審理段階で、東京電力及び行政庁と深い人脈で繋がっていたことがあると考えざるを得ない。そして、その人脈には元最高裁判事である千葉勝美弁護士も深く関与していた。

(2) 元最高裁判事である千葉勝美弁護士の果たした役割

ア 千葉勝美意見書の内容

生業訴訟の仙台高裁判決及び千葉訴訟の東京高裁判決に対する東京電力の上告受理申立書には、元最高裁判事で弁護士である千葉勝美氏による意見書が添付され、最高裁判所に提出されるという前代未聞の対応が取られた。

その意見書の中で千葉勝美氏は、最高裁判所に対し、曰く、原賠審の定めた中間指針等は「本件原発事故と相当因果関係のある損害の範囲以上のもの（場合によっては、それを大きく超えるもの）となるように慎重に検討して設定されたもの」⁶であり、「地域住民の95%以上の被害者が中間指針等を踏まえた東京電力の自主賠償基準による支払いを受けて納得していることは、これらの賠償の指針・基準が被害者から圧倒的に支持され、このような司法的救済のスキームが十二分に機能した証」⁷であり、「個別の原告の例外的な事由が主張立証されることのないままに追加の慰謝料が認容された場合には、本件司法的救済スキーム自体が否定されたことになり、追加の損害賠償請求訴訟が大量に提起され、そこで再び中間指針等や自主賠償基準による賠償額の適否が白紙から争われることになりかねない」⁸とし、中間指針等と自主賠償基

⁶ 資料7（204頁6行目以下、227頁下から7行目以下、254頁下から6行目以下）

⁷ 資料7（227頁下から5行目以下、254頁下から3行目以下）

⁸ 資料7（228頁下から10行目以下、256頁下から10行目以下）

準による司法的救済スキームは「被害者の損害が公平に大量に迅速に救済される唯一の方法である」⁹などと縷々自説を述べて原告らの請求は理由がないと主張し、原判決の「認定判断は是認し難い」¹⁰「適法なものとはいえない」¹¹などと私見を述べ、原判決を破棄したうえで自判して原告らの請求を棄却するよう求めた¹²。

つまり、千葉勝美氏は、最高裁は法律審であるにもかかわらず、原判決の事実認定を覆して自判するよう求めたのである。

また、同意見書で、同氏は、大地震の発生確率を予測した「長期評価」（国の機関である地震調査研究推進本部が2002年に発表した文書）の信頼性について言及し、曰く「『長期評価』は、その性質上多面的な評価が成り立ち得るものであって、これを本件原発事故に対する東京電力の予見可能性・結果回避可能性の根拠と認定し、かつ東京電力がこれに従わなかったことを以って慰謝料額の算定の考慮要素とすることには、疑問がもたれる」¹³と述べて原判決を批判した。

つまり、「長期評価」はいろいろな見方ができるのだからそれを信用せず対応を取らなかったからといって賠償責任に考慮すべきでないという自説を説いた。

イ 千葉勝美氏と東京電力、国との関係性

通常、元最高裁判事である弁護士が個別の事件で裁判所に働きかけをすること自体、弁護士職務基本規程77条¹⁴に照らして控えるべきものであるが、何故に千葉勝美氏は、本件上告受理申立手続の中で最高裁判所に対し、このような意見を述べたのか。

千葉勝美氏は、2016（平成28）年に最高裁判事を定年退職後、西村あさひ法律事務所の顧問弁護士に迎えられた人物である。

西村あさひ法律事務所は、共同経営者（パートナー弁護士）の一人である新川麻弁護士が2012年から2021年まで経済産業省の各種委員を歴任し、2021年から東京電力の社外監査役を務めており、本件上告審の一方当事者である経済産業省（国）と本件事故の当事者である東京電力に関係の深い法律事務所である。

そのように、紛争の一方当事者と強いつながりのある法律事務所の顧問弁護士である元最高裁判事が最高裁判所に対し意見したことは、それ自体極めて異例であり、本件上告審の裁判の公正を害することであった。

ウ 千葉勝美氏の最高裁判所への影響力

千葉氏は、裁判官時代、1984年～1989年最高裁判所行政局課長、1991年～1995年最高裁判所調査官、1995年～1999年最高裁判所秘書課長兼広報課長、1999年～2003年最高裁判所民事局長兼行政局長、2005年～20

⁹ 資料7（228頁下から3行目、256頁下から3行目）

¹⁰ 資料7（220頁18行目以下）

¹¹ 資料7（221頁下から1行目以下）

¹² 資料7（228頁下から3行目以下、256頁下から3行目以下）

¹³ 資料7（213頁20行以下）

¹⁴ 弁護士職務基本規程77条：「弁護士は、その職務を行うに当たり、裁判官、検察官その他裁判手続きにある者との縁故その他の私的関係があることを不当に利用してはならない。」

08年最高裁判所首席調査官、2009年～2016年最高裁判所判事を歴任しており、このような経歴に照らせば、現役最高裁判事に多くの後輩がおり、また最高裁判事を補佐し最高裁判決原案を起案する最高裁判所調査官らに対する影響力も相当大きく、だからこそ千葉氏は最高裁判所に意見書を提出したものと考えられる。

このような人物が直々に最高裁判所に意見を伝え、それに示唆を得て、本件多数意見は、法律審であるにもかかわらず独自に事実認定を行い、経済産業大臣が規制権限を行使していれば原発事故が起らなかったであろうという関係を認めることはできないと判示し、原判決を破棄自判して国の責任を否定したのである。

エ 小括

以上のとおり、千葉勝美裁判官は、本件上告審及び本件事故の当事者である国及び東京電力と密接な関係性を有する人物であるにもかかわらず、現役最高裁判事に対して有する影響力を利用すべく、意見書を提出したのである。それは、密接な関係性を有する国及び東京電力らの有利に訴訟を進行させるために、最高裁に影響力を行使して、便宜を図ったものに他ならない。対象裁判官の罷免事由の有無を検討するにあたっては、千葉勝美氏のこのような不当な影響力の行使という前提を踏まえる必要がある。

(3) 菅野博之裁判長について

本件多数意見に与した菅野博之裁判長（当時）は、過去に最高裁事務総局において千葉勝美裁判官の後輩・部下であり、同人から指導を受けていたほか、最高裁判所とともに勤務する時期が重なっており、深い人的関係を形成していた。

すなわち、菅野氏は、1983年～1985年、最高裁事務総局行政局付であり、千葉氏は、1984年～1989年、同行政局課長であったから、両者は行政局において上司と部下、先輩と後輩の関係にあった。

また、菅野氏は、1995年～2000年、最高裁判所調査官（行政・労働担当）であり、千葉氏は、上述のとおり、1991年～1995年、最高裁判所調査官、1995年～1999年、最高裁判所の秘書課長兼広報課長、1999年～2003年、最高裁判所の民事局長兼行政局長の任にあったから、部署は違うものの両名は同じ時期に最高裁判所で執務しており、相応の人的関係を築いたと考えられる。

菅野博之裁判長は、2016年、千葉勝美裁判官の定年退職に伴い、同人の後任として第二小法廷の最高裁判事に就任した。

このように、菅野博之裁判長は、千葉勝美氏と密接な関連性を有していることから、千葉勝美氏の意図を汲み、千葉勝美氏の提出した意見書の趣旨に沿うような判断をしたものである。

また、菅野博之裁判長は、6・17最高裁判決を言い渡した2週間後の7月3日に定年退職し、その一月後の8月3日には長島・大野・常松法律事務所の顧問弁護士に就任した。同法律事務所は、所属する4人の弁護士が東京電力株主代表訴訟において東京電力の訴訟代理人を務めており、東京電力と関係が深い。菅野博之裁判長は、6・17最高裁判決のわずか一月半後に東京電力と関係の深い法律事務所に再就職した

ことになる。判決の時点ですでに再就職先が決まっていた可能性が高い。

このように、菅野博之裁判長は、本件事故の当事者である東京電力と関係の深い法律事務所に就職が予定されていたものと考えられ、東京電力に付度し、有利な判断をした可能性が非常に高い。

以上のとおり、菅野博之裁判長は、千葉勝美氏との関係性から、千葉勝美氏の意向に沿った判断を行った、また、定年退職後の就職先と非常に関係の深い東京電力に有利な判断を行ったものであり、裁判官の有すべき中立性、公正を害するような判断を行ったものである。

(4) 草野裁判官について

本件多数意見に与した草野裁判官は、弁護士から最高裁判事に任官した者であるが、最高裁判事になる前は、2004年から2019年まで、西村あさひ法律事務所の代表パートナー弁護士であった。上記のとおり、西村あさひ法律事務所は、千葉勝美氏が最高裁判事を定年退職した2016年から顧問弁護士を務めている法律事務所であるから、弁護士時代の草野裁判官と千葉勝美氏とは西村あさひ法律事務所の代表経営者と顧問の関係にあった。すなわち、草野裁判官も、千葉勝美氏と密接な関連性を有しており、千葉勝美氏の意見書の趣旨に沿うような判断をしたものである。

また、前述のとおり、西村あさひ法律事務所は、共同経営者の新川麻弁護士が経済産業省及び東京電力と深く繋がっており、草野裁判官は、任官前はその法律事務所の代表経営者だったわけである。したがって、本件上告審の一方当事者及び本件事故の当事者である国及び東京電力に対し、有利な判断をした可能性が非常に高い。

以上のとおり、草野裁判官は、千葉勝美氏との密接な関連性を有していることから、千葉勝美氏の意向に沿った判断を行い、また、自らがパートナーを務めていた法律事務所と関係性の深い国及び東京電力に有利な判断を行ったものであり、裁判官の有すべき中立性、公正を害するような判断を行ったものである。

(5) 岡村和美裁判官について

本件多数意見に与した岡村和美裁判官は、1983年、弁護士登録後、最初に所属したのが長島・大野・常松法律事務所であった。上記のとおり、長島・大野・常松法律事務所は、本件事故の当事者である東京電力と密接な関連性を有している法律事務所である。

そして、岡村和美判事は、その後、消費者庁長官、法務省人事擁護局長、刑事局国際課長、最高検検事など国の要職を歴任したのち、2019年、最高裁判事となった。

このように、岡村和美裁判官は、東京電力と非常に関係の深い法律事務所に所属し、法務官僚としての要職を重ねていたことから、東京電力及び国に有利な判断を行ったものであり、裁判官の有すべき中立性、公正を害するような判断を行ったものである。

(6) 小括

このように、多数意見裁判官らはいずれも、訴訟の一方当事者である東京電力を顧客に持ち、訴訟の一方当事者である国との関係では、国の要職に所属弁護士を輩出し

てきた大手法律事務所と深い人脈があり、最高裁判所の中立性・公正性を害する人的関係を有していた。加えて、東京電力は、国の公的資金が注入されることにより、実質的に国有企業化され、日本国政府の管理下にあるから、東京電力と国は実質的に一体であり、利害共通の関係にある。したがって、多数意見裁判官らと東京電力との人脈はとりもなおさず国との人脈といえる。

本件多数意見が民事訴訟法に違反して審理を行い国の責任を否定した背景には、こうした人脈による利害関係があり、それにより司法が歪められたと考えざるを得ない。

6 6・17最高裁判決の影響は甚大であること

6・17最高裁判決前の福島原発事故国賠訴訟に関する地裁判決では、国の責任を肯定する判決が9、否定する判決が11であった。(否定する判決のうち2つは最高裁が弁論を開くことを決めた後に出されているから、それ以前は肯定が9判決、否定が8判決であった。)

また、6・17最高裁判決が対象とした4つの事件の高裁判決では、国の責任を肯定する判決が3、否定する判決が1であった。その判断においては、国に過失があったかどうか大きな争点であり、4つの高裁判決のうち国の過失を認める判決は3つあった。

ところが、6・17最高裁判決の後に出された下級審判決はすべて国の過失を否定し国の責任を否定しており、その多くの判決では国の責任を否定する理由が6・17最高裁判決の違法な判示部分を丸写しするものになっている。

また、いわき市民訴訟の令和5年3月10日仙台高裁判決(令和3年(ネ)第165号)では、国の過失を厳しく断罪しながら、結論において6・17最高裁判決に倣って国の責任を否定するという論理破綻を起こしている。

6・17最高裁判決は、本来、異なる事件の下級審裁判所を法律上拘束するものではないが、共通する争点であるため下級審裁判所を事実上拘束するものになってしまっている。

違法な6・17最高裁判決は、その後のいわき市民訴訟の国家賠償請求の上告審において、最高裁判所自らの手によって改められることが期待されたが、本年4月10日、第三小法廷は上告不受理決定をし(ただし、上告受理すべきとする宇賀克也裁判官の反対意見がある)、国の責任について改めて判断することを避けた。

このように違法な6・17最高裁判決は、爾後の判決がすべて適法な事実認定と法令解釈を怠ったまま国の責任を否定するという極めて由々しき事態を引き起こしている。本件多数意見は、国家賠償訴訟を提起している被害住民の裁判を受ける権利を著しく侵害するものであり、最高裁判事に対する国民の信託に著しく背反するものである。

7 最高裁判事がルールを破ることの重大性

多数意見裁判官らのしたことは、民事訴訟法の定める民事訴訟手続きのルールを破り、一方当事者の有利な判決を下すという極めて不公正な違法行為であり、民事訴訟制度の根幹を揺るがすものである。

スポーツに例えるなら、野球の試合において、審判員がスリーストライクでアウトのところをワンストライクでアウトにするとか、サッカーの試合において、審判員が一方当事者のためにゴールにシュートするようなものである。これではスポーツにならない。適切なルールが設定されてフェアでなければゲーム自体が成立しない。

ルールに反する不公正な審判はスポーツであっても許されないことであるが、こと国家権力の一翼である司法権の行使において、とりわけ最高裁判所において、このような違法が行われることは、極めて重大で深刻な事態といわなければならない。

裁判官がルールを破って下した判決は違法かつ不公正なものであるから、当事者の納得が得られないだけでなく、国民の司法に対する信頼も損なわれる。また、民事訴訟法に則って真摯に審理・判決しているすべての下級審裁判官らの職権行使を無意味なものとし、下級審裁判官らの司法権の行使を蹂躪するものでもある。最高裁判事が法律を遵守しなければ、同様のことが司法権全体に及びかねない。

このような事態を放置すれば爾後の訴訟も公正に行われなくなるおそれがあり、国民の裁判を受ける権利が保障されるとは言い難く、国民の司法に対する信頼は失われる。

8 原発事故国賠訴訟だけの問題ではないこと

最高裁判事が民事訴訟法に違反して最高裁判決を出すという前代未聞の事態は、福島原発事故国家賠償訴訟の問題だけにとどまらない。

これが許されるならば、他の国家賠償訴訟においても同様のことが起こり得るし、国家賠償訴訟以外においても、最高裁判事が一方当事者の有利になる結論を導くために民事訴訟法に違反して判決を下すことが起こりかねない。

そして、どの訴訟でそうなるかは最高裁判事らの恣意的な選択にゆだねられてしまう。

これでは、最高裁判所の司法権の行使が、「法の支配」によらず、最高裁判事らによる「人の支配」に墮する。

下級審裁判官が民事訴訟法に違反して判決をした場合には上級審で是正することが可能であるが、最高裁判所判事が民事訴訟法に違反して判決をした場合は民事訴訟法上想定されていない異常事態といえ、これを是正する手続が民事訴訟法に存在しない。したがって、最高裁判所判事が民事訴訟法に違反して判決を下した場合、司法機関の中で自律的に是正することは期待できない。

司法権を正常に機能させるためには、法律を守って司法権を行使する能力ないし意思に欠け、法律に反する最高裁判決を形成した最高裁判事を、弾劾裁判によって罷免するほかない。

9 結語

以上のとおり、本件多数意見は、民事訴訟法が上告審における審理について定める最高裁判事が従うべき定め反して、①必要な法令の解釈を行わず（民事訴訟法312、318、321条違反）、②原判決を破棄したときは原裁判所に差し戻さなければならないのに差し戻すことをせず（同法325条違反）、③下級審裁判所が適法に認定した

事実と異なる事実を認定し（民事訴訟法 3 2 1 条 1 項違反）、④証拠に基づかない事実認定を行う（弁論主義違反）という違法を重ねた。

加えて、草野裁判官は、その補足意見で、訴訟当事者が主張していない事実を幾つもの証拠によらず認定し、証拠にない事実すら認定するという著しい弁論主義違反を重ねた。

民事訴訟法に違反して最高裁判決を下すことは、「すべて裁判官は…憲法と法律にのみ拘束される」と定める憲法 7 6 条 3 項に違反する重大な違法である。

よって、対象裁判官らは、違法な本件多数意見により、また、草野裁判官は、違法な補足意見においても、最高裁判事としての職務上の義務に著しく違反し、かつ、職務を甚だしく怠ったものであり、裁判官弾劾法 2 条 1 号の定める罷免事由がある。

以上から、速やかに対象裁判官らの罷免の訴追をするよう求める。

以上

添付資料：

- 1 生業訴訟の令和 2 年 9 月 30 日仙台高等裁判所判決（平成 29 年(㊟)第 373 号、令和 2 年(㊟)第 56 号、同第 62 号)
https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=89822
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/822/089822_hanrei.pdf
- 2 千葉訴訟の令和 3 年 2 月 19 日東京高等裁判所判決（平成 30 年(㊟)第 5558 号)
https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=90985
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/985/090985_hanrei.pdf
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/985/090985_option1.pdf
- 3 愛媛訴訟の令和 3 年 9 月 29 日高松高等裁判所判決（令和元年(㊟)第 164 号)
https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=90817
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/817/090817_hanrei.pdf
- 4 群馬訴訟の令和 3 年 1 月 21 日東京高等裁判所判決（平成 29 年(㊟)第 2620 号)
https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=90480
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/480/090480_hanrei.pdf
- 5 上記 1 に対する令和 4 年 6 月 17 日最高裁判決（令和 3 年(受)第 342 号)
https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=91243
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/243/091243_hanrei.pdf
- 6 上記 2 に対する令和 4 年 6 月 17 日最高裁判決（令和 3 年(受)第 1205 号)
https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=91242
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/242/091242_hanrei.pdf
- 7 生業訴訟で東京電力が提出した上告受理申立理由書に添付された千葉勝美意見書
- 8 論文「最高裁判所の越権行為に対する規律と是正－福島原発避難者訴訟最高裁判決の民事手続上の問題点」（長島光一・判例時報 2543・2544 合体号 p129-135)
- 9 書籍「ノーモア原発公害」（旬報社）より第 3 章「最高裁判決の訴訟法上の問題点」（長島光一・帝京大学法学部准教授）

1 0 後藤秀典氏記事

- (1) 「原発国賠訴訟・最高裁判決は誰がつくったか」(雑誌「経済」2023年5月号)
- (2) 「裁判所と巨大法律事務所との関係深化を暴く」(雑誌「経済」2024年5月号)
- (3) 「ルポ 司法崩壊 第1回 原発訴訟にみる最高裁の墮落」(雑誌「地平」2024年7月号)

1 1 略歴

- (1) 草野耕一裁判官 略歴 (最高裁判所HPより)
<https://www.courts.go.jp/saikosai/about/saibankan/kusano/index.html>
- (2) 岡村和美裁判官 略歴 (最高裁判所HPより)
<https://www.courts.go.jp/saikosai/about/saibankan/Okamura/index.html>
- (3) 菅野博之氏 (新日本法規裁判官情報より)
<https://www.sn-hoki.co.jp/judge/judge889/>
- (4) 千葉勝美氏 (新日本法規裁判官情報より)
<https://www.sn-hoki.co.jp/judge/judge1810/>

以上